

○大町市美麻温泉交流施設ぽかぽかランド設置及び管理に関する条例

平成18年9月29日
改正 令和元年12月23日

大町市美麻温泉交流施設ぽかぽかランド設置及び管理に関する条例（平成17年条例第59号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地域間交流の促進、観光事業の振興及び市民福祉の増進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、大町市美麻温泉交流施設ぽかぽかランド（以下「ぽかぽかランド」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 ぽかぽかランドの名称及び位置は、次のとおりとする。

大町市ぽかぽかランド美麻 大町市美麻16784番地

大町市ぽかぽかランド美遊 大町市美麻16981番地

（指定管理者による管理）

第3条 ぽかぽかランドの管理は、法第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に定める指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者は、大町市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第14号）第4条第1項各号のいずれにも該当するものとする。

（指定管理者が行う業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）ぽかぽかランドの利用の許可に関する業務
- （2）ぽかぽかランドの利用料金に関する業務
- （3）ぽかぽかランドの施設及び設備の維持管理に関する業務
- （4）前3号に掲げるもののほか、ぽかぽかランドの運営に関する事務のうち、市長が必要と認める業務

（利用時間）

第5条 ぽかぽかランドの利用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得て、ぽかぽかランドの利用時間を変更することができる。

2 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、当該承認を受けた内容について、ぽかぽかランドの見やすい場所に掲示するとともに、その周知に努めなければならない。

(休館日)

第6条 ぽかぽかランドの休館日は、毎月第4木曜日とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定め、若しくは休館日に開館することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の承認を受けた内容について準用する。

(利用の許可)

第7条 ぽかぽかランドを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をするに当たり、管理上必要な条件を付することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、大町市ぽかぽかランド美麻のみを利用するときは、入浴券等の購入及び販売をもって利用の申請及び利用の許可があったものとみなす。

(利用の制限)

第8条 指定管理者は、利用の目的が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。

(1) 風紀又は秩序を乱し、公益を害するおそれがあるとき。

(2) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上不相当と認められるとき。

(利用料金)

第9条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その許可を受けたときに、指定管理者にぽかぽかランドの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。承認を受けた利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その承認に係る利用料金を公告しなければならない。

4 第5条第2項の規定は、第2項の承認を受けた内容について準用する。

5 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第10条 前条の規定にかかわらず、指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由がある

と認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は全部若しくは一部の利用の許可を取り消すことができる。この場合において、利用者に生じた損害については、指定管理者はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則等の規定に違反したとき。

(2) 利用申請に偽りのあったとき。

(3) 利用許可の条件に違反したとき。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、ぽかぽかランドの利用が終了したとき、又は前条の規定により利用を停止され、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに施設、設備等を原状に復さなければならない。ただし、指定管理者が認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第14条 指定管理者は、利用者が故意又は過失によりぽかぽかランドの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なく市長に届け出て、市長の指示に従い、その損害を賠償させなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の大町市美麻温泉交流施設ぽかぽかランド設置及び管理に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

3 旧条例の規定に基づき課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、旧条例の例による。

附 則（平成20年9月24日条例第24号）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成25年9月30日条例第28号）

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月15日条例第7号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成２９年４月１日から施行する。
附 則（令和元年１２月２３日条例第１９号）
（施行期日）
- 1 この条例は、令和２年４月１日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の大町市美麻温泉交流施設ぽかぽかランド設置及び管理に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の施設の利用に係るものについて適用し、同日前の施設の利用に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の大町市美麻温泉交流施設ぽかぽかランド設置及び管理に関する条例の規定に基づき発行された大町市ぽかぽかランド美麻の入浴料の回数券は、令和３年３月３１日までの間、新条例の規定に基づき発行されたものとみなす。

別表第１（第５条関係）

施設名		利用時間
大町市ぽかぽかランド美麻	温泉施設	午前１０時から午後９時まで
	宿泊施設	午前１０時から午後９時まで。ただし、宿泊者は午後２時３０分から翌日の午前１０時まで
大町市ぽかぽかランド美遊		午前９時から午後９時まで

別表第２（第９条関係）

大町市ぽかぽか ランド美麻	温泉施設利用 料金 (入浴料)	区分	大人		小人		
		1 回	7 3 0 円		5 2 0 円		
		回数券 (6 回)	3, 1 4 0 円		1, 8 8 0 円		
	宿泊施設利用 料金	1 泊 2 食宿 泊料	大人		小人		
			1 5, 7 1 0 円		1 1, 0 0 0 円		
		客室等利用 料金	客室	1, 5 0 0 円／時間			
			会議室	2, 0 0 0 円／時間			
大広間	大人 5 0 0 円 小人 3 0 0 円						
大町市ぽかぽか ランド美遊	施設の区分		施設利用料金		備考		
	交流室		5 2 0 円		1 時間当たりの利用 料金		
	多目的広場		5 2 0 円				

備考

- 1 小人は、3歳以上12歳以下（中学生又はこれに準ずる者を除く。）の者をいう。
- 2 時間を単位とする利用料金は、1時間を最小利用時間とし、1時間未満の利用時間は切り上げるものとする。
- 3 大町市ぽかぽかランド美遊で暖房設備を利用する場合は、1時間当たり200円を徴収し、多目的広場で照明施設を利用する場合は、1時間当たり200円を徴収する。